

(社)日本原子力学会 標準委員会 発電炉専門部会
第1回 定期安全レビュー分科会 (P6SC) 議事録

1. 日時 2004年3月3日(水) 13:30~16:30

2. 場所 日本原子力学会 会議室

3. 出席者 (敬称略)

(出席委員) 大橋《主査》, 平野《副》, 関村《幹》, 新井, 片岡, 坂下, 佐田, 佐藤(正俊), 佐藤(正信), 田中, 千種, 野田, 藤原, 古田, 前田(宣), 三浦 (16名)

(代理出席委員) 小林(最首代理) (1名)

(欠席委員) 庄子, 弟子丸 (2名)

(常時参加者) 石崎, 佐々木, 清水, 示野, 須田, 中野, 西田, 福田, 前田(俊), 吉田 (10名)

(発言希望者) 高野 (1名)

(傍聴者) 藤田, 宮口 (2名)

(事務局) 太田

4. 配付資料

P6SC1-1 日本原子力学会標準委員会

P6SC1-2 委員名簿

P6SC1-3 標準委員会規約

P6SC1-4 標準制定までの経過

P6SC1-5 定期安全レビュー分科会の設置について

P6SC1-6 定期安全レビュー(PSR)学会標準策定の基本方針について(案)

P6SC1-7 PSR及びPLMの経緯・概要

5. 議事

議事に先立ち, 委員19名中17名が出席しており, 定足数を満足していることが報告された。

1) 分科会委員の紹介

出席委員がそれぞれ自己紹介をおこなった。

2) 標準活動について

事務局より標準活動の経緯と状況, 規約関連の概要説明を行った(P6SC1-1~1-4)。

3) 役員選出

a) 事務局からの主査等役員選任方法の説明の後, 出席委員全員による無記名投票が行われ, 以下の結果となり, 大橋委員が主査に選出された。

投票結果; 大橋 委員 得票 15 票

関村 委員 // 1 票

(白票) // 1 票

b) 大橋主査より, 平野委員が副主査に指名された。

c) 主査, 副主査の協議により, 関村委員が幹事に指名された。

4) 人事について

事務局より, 石崎, 佐々木, 清水, 示野, 須田, 中野, 西田, 林, 福田, 前田(俊), 吉田の各氏から常時参加者としての申し出がある旨の報告があり, 全員を常時参加者とするを, 挙手により全員一致で承認した。

5) 標準化の進め方について

事務局より, 第14回発電炉専門部会で承認された「定期安全レビュー分科会の設置について」が報告された(P6SC1-5)。

新井委員より, P5SC1-6に沿って, 標準策定の基本方針, 本分科会の今後の進め方についての提案があった。以下のような議論が行われた。

・電気協会においては, 原子力安全基盤機構の業種は“関係官庁/その他”に区分されているが, 原子力学会での扱いは“学術研究機関”となっている。学協会ごとに取り扱いが異なることになっても問題はないのか?

→ 標準委員会において, 「国の研究開発をサポートする役割がある」との理由からこのようにすることが決まった。今後必要なら委員会で再度検討してもらいたい。

・標準をPSRとPLMの分冊にすることとしたその考え方は?

→ PLMは非常に専門的な内容を含むものである。使う立場からの使い易さを考えて2分冊とした。また, 作成も二つの作業会で行うことを考えている。

・根元となる法律が同じでも問題はないか? QA, QCについて書く場合には共通の方が良い面もある。

→ “実用炉規則”で1項, 2項と分けてあるので法律の観点からの問題はない。

- ・ 次回の分科会（4月頃）には具体的に検討できる資料が出て来るのか？ 作業会と分科会とを1対1に対応させてやる必要はない。
- 分科会に適宜資料を出せるような形で進めたい。分科会の時期については作業の進捗を考えて調整する。専門部会の時期についても、全体の分科会の進捗状況を見ながら具体的日程を設定している。
- ・ 学会標準の良いところは、例えば毎年見直しを行い最新知見を反映できることにある。そのような見直しが旨くできるようになっているのか。機械学会、電気協会では分科会が常設になっていて、その点をウォッチしている。
- 標準の数だけの分科会を常設しておくのは現実的ではないので、原子力学会の分科会は標準策定の任務が済んだら廃止することとしており、その後のフォローアップについては専門部会が責任を持つこととしている。専門部会としてもそのような意識は持っている。
- ・ 機械学会、電気協会では、“運転管理の分科会”のような広い括りの分科会がある。専門部会あるいは委員会の中に“運転保守対応”のような機能を持ったものがあると良い。
- まだ、出来上がった標準が少ないせいもあり、これまでニーズとして出て来なかった。サイクル部会では、部会委員の担当性を取り入れるようになっており、発電炉部会においても今後必要性を検討して行きたい。

審議の後、(1)PSR/PLMと別々の標準を作ること、(2)作業会のメンバー、の2点について、挙手により全員一致で承認した。

6) PSR, PLMについて

佐々木氏、中野氏より、P5SC1-7に沿って、PSR及びPLMの経緯・概要の説明が行われた。以下のような議論が行われた。

- ・ 法律の中でPSRの中にPLMが統合されて入っているが、基本的な考え方があるのか？ この二つは独立しているのではないか？
- PLMにおいてもPSRにおいて評価される保守管理体制や品質保証活動等を踏まえ、計画的に実施していくことが必要との観点から、PSRに取り込み実施することとしたものである。PLMは保全計画だけではなく、組織や教育など諸々のものを含む。原子力安全委員会に報告した際にも、体系的に一緒にやるのが良いとの意見を受けている。法律上同時にやることは要求していないが、指示文書での要請により実際は同時に行うことになる。“運転経験評価”、“最新技術知見反映”を評価している“PSR”は過去実績の評価であり、PLMは今後10年間の保全計画を策定する将来の評価であるという違いはあるにしても、最新知見を反映するという観点で見れば同じと言える。
- ・ “事故・故障経験の反映”、“最新知見”とはどの程度、どの範囲のものなのか？
- 事故・故障経験の反映は、事故報告書などにに基づき基本的には同一箇所であるが、ケースバイケースで水平展開の範囲は変わる。
- ・ “最新知見”は、手に入る安全情報だけを見るということにはならないか？
- 安全上重要なものはNRC Bulletinなどで取り上げられるので、主要なものはカバーしている。
- ・ PSRにおける要求事項は、事業者が実施方法を決めて自ら実施するが主旨のようであるが、その作成を学会が行うことの意味は？
- P5SC1-6、2頁●印が要求事項となっているが、要求事項となっている各項目について具体的な評価の方法や程度が決まっている訳ではない。これまでの10年程度の間、学識経験者の意見を聞きながら国と事業者が合意した方法、内容で実施されてきたが、標準的なものを作り、実施方法を明確にしていく。報告書に書いてあるこれまでのやり方をそのまま標準にする訳ではなく、本来こうあるべきもの、必要十分なもの、事業者がこれを使えば安全性向上のため有効と言うものを作成していく。
- ・ 出来上がった標準は、規制が審査を行うのか。
- 現段階では未定であるが、事業者は保安規定に従い構築する社内の実施の仕組みに組み込み、規制はこのプロセスの適切性について確認していくことになる。

7) その他

- ・ 早急に作業会を開催する必要があるので、委嘱等の手続きに先行して早期に日程の調整を開始する。そのため委員のメールアドレスを直ちに事務局に連絡することとした。

6. 次回の予定

第2回分科会は、作業の進捗状況も考慮の上、4月後半～5月前半を目途に別途アンケートにより日程を決定する。

以上